

(訟ろ-02)

令和2年10月28日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局民事局第三課長 岩井一真

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律  
附則ただし書に規定する裁判所による管理者の選任等の規定  
及び会社非訟事件等手続規則の一部を改正する規則の施行に  
伴う特定不能土地等管理命令等の手続における事務処理上の  
留意点について（事務連絡）

標記の法律及び規則については、令和元年5月31日付け最高裁民一第408号  
民事局長通知及び令和2年4月24日付け最高裁民三第247号民事局長通知によ  
り、これらの施行期日については、令和元年11月13日付け最高裁民三第629  
号民事局長通知及び令和2年4月24日付け最高裁民三第247号民事局長通知に  
よりそれぞれお知らせしたところですが、施行に伴う特定不能土地等管理命令及び  
特定社団等帰属土地等管理命令の手続における標準的な事務フロー、決定書例及び  
事務処理上の留意点について、別紙のとおり整理しましたので、執務の参考として  
ください。

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律に基づく特定不能土地等管理命令等の手続における事務処理上の留意点について

第1 特定不能土地等管理命令等の事務フロー

別添1及び別添2のとおり

第2 決定書例

別添3-1から別添16-2までのとおりである。

第3 特定不能土地等管理命令の留意点

1 申立て

(1) 管轄

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（以下「本法」という。）に基づく非訟事件は、表題部所有者不明土地の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属し（本法第31条），管轄の基準時は、申立ての時点である（非訟事件手続法（以下「非訟法」という。）第9条）。

(2) 方式

申立ては、書面によって行う（会社非訟事件等手続規則（以下「会社非訟規則」という。）第44条の2第1項、第1条）。

(3) 個数

申立ての対象となる所有者等特定不能土地（共有持分の場合はその持分）の個数（具体的には一筆の土地ごと）が申立ての単位になると考えられるが、複数の土地又は持分について特定不能土地等管理命令を申し立てる場合、これらの事項が同一の事実上及び法律上の原因に基づくときは、一つの申立てにより行うことができる（非訟法第43条第3項）<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> なお、本法は、表題部所有者欄に「表題部所有者として登記すべき者がない」と記録されている一筆の土地に特定不能土地等管理命令が発せられた場合、その眞の所有者が共有者A及びBであったとしても、2つの共有持分にそれぞれ特定不能土地等管理命令が発せられるわけではなく、当該一筆の土地に一つの特定不能土地等管理命令が発せられることを前提としている（本法第2条第3項、第19条第1項）。

#### (4) 立件

事件符号は「(チ)」である（受付分配通達別表第1の31「民事非訟事件」）<sup>2</sup>。

#### (5) 記録の編成

民事訴訟の記録については、3分類方式の編成が規定されている（記録編成通達（民事訴訟記録の編成について））が、民事非訟の記録については通達等の定めがないため、編年体によるのが原則となるが、具体的な運用は各庁に委ねられることになる。<sup>3</sup>

#### (6) 提出書面

##### ア 申立書

申立書には、会社非訟規則第44条の2第1項で準用する同規則第2条所定の事項を記載しなければならない<sup>4</sup>。

特定不能土地等管理命令は、特定の管理行為を想定し、その必要性について判断した上で発令されるものであることからすれば、申立人は、「申立ての原因又は申立てを理由付ける事実」の一内容として、必要とされる管理行為の具体的な内容（①「崖の崩落防止工事」、②「対象地の売却」、③「所有権の確認を求める訴訟の応訴」等）を申立書で明らかにすること

<sup>2</sup> なお、管理命令の申立て以外は付隨的な申立てと整理されることなどから、特定不能土地等管理命令申立事件又は特定社団等帰属土地等管理命令申立事件のみ立件する。

<sup>3</sup> なお、平成24年12月14日付け民二第000823号高等裁判所事務局長、地方裁判所事務局長あて民事局第一課長、総務局第三課長事務連絡「『非訟調書通達の概要等』及び『非訟事件の期日調書及び事件経過表の記載例』の送付について」別紙1の第4において、非訟調書通達においては、記録の編成についての定めは設けないこととする反面、提出される書面には、民事訴訟における準備書面に近い性質を有する書面もあれば、証拠的側面の強い書面もあることから、これらの書面の区別を念頭に置いて分類し、民事編成通達に準じて編成するなど、当該事件の類型や性質等に応じた適切な記録の編成を行うことが望ましい、とされている。

<sup>4</sup> 具体的には、①事件の表示、②申立年月日、③裁判所の表示、④当事者の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人（代表者）の氏名及び住所、⑤代理人の氏名及び住所、⑥申立人又は代理人の郵便番号及び電話番号（ファクシミリ番号）、⑦申立ての趣旨及び原因、⑧申立てを理由付ける事実、⑨申立てを理由付ける具体的な事実ごとの証拠、⑩附属書類の表示を記載したうえ、申立人又は代理人が記名押印しなければならない。なお、管理命令を求める土地の表示は記載事項となっていないが、請求の趣旨で特定されることになる。

が必要になると考えられる<sup>5</sup>。

#### イ 添付書類

申立書には申立てに係る土地の登記事項証明書を添付しなければならない（会社非訟規則第44条の2第1項、第3条第1項）<sup>6</sup>。また、申立人は、裁判所に対し、不動産登記法第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面の写し、申立てに係る土地の所在地に至るまでの通常の経路及び方法を記載した図面、申立人が対象地の現況の調査又は評価をした場合において当該調査の結果又は評価を記載した文書を保有するときは、その文書をそれぞれ提出するものとされている（会社非訟規則第44条の2第2項）<sup>7</sup>。

また、申立書において、申立てを理由づける具体的な事実ごとの証拠を記載し、当該証拠の写しについても添付する必要があり（会社非訟規則第44条の2第1項、第2条第2項第3号、非訟事件手続規則（以下「非訟規則」という。）第37条第3項），法定代理人（代表者）がいる場合の登記事項証明書や、代理人がいる場合の委任状についても添付する必要がある（非訟規則第12条、民訴規則第15条、非訟規則第16条）。

#### ウ 資料

裁判所は、①対象地に工事等をする必要がある場合でその権原を有する者がいない場合、②対象地を購入して開発を行うことを希望する者がある場合、③対象地について時効取得を主張する者が訴訟を提起しようとする場合等のそれぞれの場合において、想定される管理行為の内容（例えば、

<sup>5</sup> なお、申立人となる「利害関係を有する者」については、所有者等特定不能土地を買収して開発を行おうとする地方公共団体や民間事業者も含まれると解されている（村松秀樹ほか「『表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律』の概要」NBL1155号10頁）。

<sup>6</sup> 登記事項証明書は、対象地が所有者等特定不能土地に該当することを立証するために必要不可欠であるほか、土地の表示に誤りがないかどうかなどを確認するために必要となることから、添付書類とされている。

<sup>7</sup> これらの書類は、申立てに係る土地の特定のために有益な資料となることなどから、特定不能土地等管理命令管理者における管理行為の円滑な実施に資する資料として、民事執行規則第23条の2と同様に、申立人に対して任意の協力を求めるものである。

①について「崖の崩落防止工事」、②について「対象地の売却」、③について「所有権の確認を求める訴訟の応訴」)に応じ、申立てを理由づける事実に関する資料、所有者等特定不能土地に関する資料その他本手続の円滑な進行を図るために必要な資料の提出を求めることができる(会社非訟規則第44条の2第1項、第4条)。

なお、登記官は、表題部所有者不明土地が本法第14条第1項第1号から第3号までのいずれに該当するかの判断又は同条第4号に掲げる場合にはその事由が同号イ又はロのいずれに該当するかの判断をしたときに、その理由その他法務省令で定める事項を記載した書面を作成しなければならないところ(本法第14条第1項、第2項)、このようにして作成された書面を所有者特定書という(表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律施行規則第1条第3号)。所有者特定書には、申立てに係る表題部所有者不明土地について本法第14条第1項第4号イに該当するとされた理由等が記載されており、管理行為の参考になる場合があり、所有者等特定不能土地に関する資料として提出を求められる<sup>8</sup>。

#### (7) 手数料

申立手数料は1000円である(民事訴訟費用等に関する法律第3条第1項、別表第一第16項)<sup>9</sup>。

#### (8) 予納郵便切手

決定の告知や登記嘱託(管理命令の登記及び抹消の登記)に要する郵便切手のほか、後記2(4)のとおり審問期日を開くか否かも踏まえた審問期日への呼出しに係る郵便切手を予納させる。

<sup>8</sup> 所有者特定書を入手するには、対象土地を管轄する法務局で、登記記録の表題部所有者欄に記録される所有者特定書の番号を特定して閲覧の請求をする必要がある(不動産登記法第121条第2項)。なお、所有者特定書は書面で作成され、法務局では、それをPDFファイル化して保存しており(表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律施行規則第13条第2項)、閲覧の方法として、当該PDFファイルをプリントアウトしたものを請求者に交付する運用を行うこととされている(不動産登記規則第202条第2項参照)。

<sup>9</sup> なお、管理命令の申立て以外の申立ての手数料は不要である。

### (9) 予納金

後記2(2)の事情等を考慮して金額が定められる。

## 2 審査

### (1) 要件の審査等

管理行為の具体的な内容その他の申立書の記載、添付書類や資料をもとに、申立てが要件を満たしているかを審査する<sup>10</sup>とともに、予納金の金額や管理者等を検討することになる。

### (2) 予納金の納付等

ア 特定不能土地等管理者は、裁判所が定める額の費用及び報酬を対象地から受けることができるが（本法第27条第1項），対象地から上記報酬等を支弁することができるとはいはず、かえって工事費用等の支出が必要になるような場合には、申立人が裁判所に納めた予納金から報酬や費用の支払を受けるほかなく、裁判所は、申立人に対して、報酬及び費用相当額の予納金の納付を求めることになると考えられる。

### イ 予納金の額

上記のとおり、特定不能土地等管理命令は、特定の管理行為を想定して発令されるものであり、予納金の額は、当該行為の内容等に照らして、適当な額を定めることになる<sup>11</sup>。

### ウ 納付がない場合

予納金が納付されない場合、申立て時において対象地から報酬や費用を支出することができないことが明らかであり、かつ、これらを支弁するに足りる予納金の納付もないときは、特定不能土地等管理命令を発令しても管理を継続することが相当でないものとして直ちに取り消されることとな

<sup>10</sup> 要件該当性の判断のために必要がある場合には、事実の調査、証拠調べ（非訟法49条）又は参考事項の聴取（非訟規則40条）として、申立人から聴取することも考えられる。

<sup>11</sup> なお、特定不能土地等管理命令の嘱託登記については、登録免許税は不要である。

るため、発令の必要性を欠くものとして申立てを却下することが考えられる<sup>12</sup>。

### (3) 特定不能土地等管理者の選定

特定不能土地等管理者が行う職務の内容や利益相反の有無などを勘案して、適切に管理することができる者を選任することになると解される。特定不能土地等管理者の資格に制限はないが、法的観点を踏まえた検討が必要な事案の場合には、そのような能力を有する者が選任されることになる。なお、規定上は申立人自身を選任することも否定されていないが、利益相反の問題があることを踏まえた上で、申立人自身を特定不能土地等管理者として選任することが相当であるかを検討する必要がある<sup>13 14</sup>。複数の特定不能土地について申立てがあった場合で、その所有者が異なることが想定されるときに、同一の特定不能土地等管理者を選定するか否かについては、利益相反の有無等を考慮して判断することになる。

候補者が特定された段階において、当該候補者と連絡をとり、利益相反の有無等を確認して特定不能土地等管理者への就任に係る内諾を得た上で、決定に向けた手続を進めることになる<sup>15</sup>。

### (4) 審問期日の要否等

審問期日の指定は必要的ではなく、指定するか否かは裁判所の裁量に委ねられている（非訟法第34条）。

## 3 発令

### (1) 管理命令

<sup>12</sup> 村松秀樹ほか「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律の概要」登記情報694号20頁

<sup>13</sup> 例えば、申立人が対象地の買受けを希望している事案においては、利益相反の問題が生ずるため、申立人自身を選任することは相当とはいえないようと思われる。

<sup>14</sup> 申立人が推薦する者を特定不能土地等管理者とすることについても、慎重な検討を要するものと思われる。

<sup>15</sup> 特定不能土地等管理者が弁護士、司法書士等である場合には、事務所の所在地を特定不能土地等管理者の住所とすることも考えられる。

申立てを相当と認める場合、裁判所は、特定不能土地等管理者による管理を命ずるとともに（本法第19条第1項），特定不能土地等管理命令において特定不能土地等管理者を選任しなければならない（同第20条第1項）。管理命令をするには裁判書を作成する必要がある（非訟法第57条第1項本文）<sup>16</sup>。

#### (2) 却下

申立人が「利害関係人」に該当しない場合、「必要があると認めるとき」に該当しない場合等は、申立要件を欠くものとして、却下決定をすることとなる。また、申立ての趣旨及び理由又は当事者及び法定代理人の記載に不備がある場合、申立手数料が納付されない場合は、相当の期間を定めた上で、不備を補正することを命じなければならず、なお補正されない場合は、申立書を却下することとなる（非訟法第43条第4項、第5項）。

申立てを却下する決定には理由を付さなければならない（本法第19条第2項）<sup>17</sup>。

#### (3) 移送

非訟法及び非訟規則の定めるところによる。

#### (4) 手続費用に関する裁判

手続費用は、原則として、各自負担となる（非訟法第26条第1項）。事情により、当事者、利害関係参加人その他の関係人がそれぞれ負担すべき手続費用の全部又は一部を非訟法第26条第2項各号に掲げる者に負担させることができる（同条第2項）。

#### (5) 告知

申立人及び利害関係参加人並びにこれらの者以外の裁判を受ける者に対し、相当と認める方法で告知する（非訟法第56条1項）。特定不能土地等管理

---

<sup>16</sup> 裁判書の例については、別添3-1を参照。

<sup>17</sup> 裁判書の例については、別添3-2を参照。

命令申立事件では、申立てを認める場合は申立人及び特定不能土地等管理者に、申立てを却下する場合には申立人に、告知することになる<sup>18</sup>。

#### (6) 不服申立て

特定不能土地等管理命令や、その変更及び取消しの裁判に対しては、利害関係人に限り、即時抗告をすることができ（本法第19条第4項），特定不能土地等管理命令の申立てを却下する裁判に対しては、申立人に限り、即時抗告をすることができる（非訟法第66条第2項）。他方で、特定不能土地等管理命令に伴う特定不能土地等管理者の選任の裁判に対しては不服を申し立てることができない（本法第20条第2項）。

即時抗告に関する規律は、非訟法及び非訟規則の定めるところによる。

#### (7) 発令後の処理

##### ア 事件管理

管理命令申立事件は、管理命令の発令又は却下により事件終局となるが<sup>19</sup>、同事件の終局後も後記4のとおり、特定不能土地等管理者による管理行為が行われ、裁判所はその状況の報告を求めたり、権限外行為の許可をしたりすることがあるほか、後記5のとおり、管理行為が終了した場合には報酬決定等をした上で管理命令の取消決定を行い、書記官において登記の抹消手続をする必要もあることから、それまでの間、事件の進行管理を適切に行う必要がある。そのため、特定不能土地等管理者との間で管理行為の作業計画等について打ち合わせ、必要に応じて報告を求めることが考

<sup>18</sup> 管理命令が発令された場合、管理行為の始期を明確にするため、特定不能土地等管理者に対しては送達することが考えられる。他方、却下決定がされた場合、即時抗告期間の起算点を明確にするため、申立人に対しては送達することが考えられる。また、特定不能土地等管理命令に対しては利害関係人に限り即時抗告ができる（本法第19条第4項）が、即時抗告できる利害関係人が裁判の告知を受ける者ではない場合には、申立人が裁判の告知を受けた日から即時抗告期間が進行する関係で（非訟法第67条第3項）、申立人に対して送達をしておくことが考えられる。なお、対象となる土地の「真の所有者」との関係でも、申立人が裁判の告知を受けた日から即時抗告期間が進行すると考えられる。

<sup>19</sup> 発令又は却下後、事件終局となり、事件完結の日は、発令の場合であれば管理命令の確定日となり、却下の場合であれば却下決定の確定日となる。なお、保存期間については特例が定められている（令和2年9月2日付け総務局第三課長事務連絡『「事件記録等保存規程の改正の概要」の送付について』）。

えられる。

#### イ 登記の嘱託

書記官は、特定不能土地等管理命令があった場合には、遅滞なく、特定不能土地等管理命令の対象とされた所有者等特定不能土地について、特定不能土地等管理命令の登記を嘱託しなければならない（本法第20条第3項）<sup>20</sup>。具体的には、特定不能土地等管理命令確定後に、対象土地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所（以下、単に「法務局」という。）に対し、登記嘱託書を送付することになるが、決定臘本を添付しなければならない（会社非訟規則第44条の2第3項、第42条第1項）。なお、登録免許税は不要である。また、法務局からは登記完了証が返送されるので、この送付費用（書留又は簡易書留分）及び返信用封筒も登記嘱託書に同封する。

おって、登記嘱託後に、管理者に氏名の変更が生じた場合及び管理者が住所を変更した場合は、管理者が法務局に変更の申出をすることとなるが、裁判所にも氏名等の変更した旨を連絡するよう事前に管理者に伝えておく必要がある。

#### 4 管理行為

##### (1) 特定不能土地等管理者の権限等

特定不能土地等管理者は、対象地及びその管理、処分等により得た財産について管理処分権を有し、この権限は特定不能土地等管理者に専属する（本法第21条第1項）<sup>21</sup>。特定不能土地等管理者が保存行為及び所有者等特定不能土地等の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為をするには、裁判所の許可は不要であるが、これを超える行為をする

<sup>20</sup> 登記嘱託の方法について、法務省と調整中であり、別途連絡する。

<sup>21</sup> なお、特定不能土地等管理者は土地を管理するものであり、土地所有者の債務（対象地の固定資産税を含む。）を管理するものではないから、その債務の弁済はその職務には当然には含まれないと解される。

には、裁判所の許可を得る必要があり（同第2項），許可を得ずにした行為は無効となる（同第3項）。

#### (2) 特定不能土地等管理者の義務

特定不能土地等管理者は、権限行使に当たり、所有者等特定不能土地等の所有者に対して、善管注意義務、誠実公平義務を負い（本法第24条），就職後、直ちに所有者等特定不能土地等の管理に着手しなければならない（本法第22条）<sup>22</sup>。

また、特定不能土地等管理命令は、特定の管理行為を前提とするものであり、特定不能土地等管理者は、管理処分行為の具体的状況について、裁判所に対し、必要に応じて報告することが想定されている。

#### (3) 特定不能土地等管理者による報告等

本法には、裁判所による特定不能土地等管理者の監督に関する規定は定められていないが、上記(2)のとおり、特定不能土地等管理者は、管理処分行為の具体的状況について、裁判所に対し、必要に応じて報告することが想定されている。したがって、特定不能土地等管理者が管理に想定される期間を超えても何ら報告等を行わなかった場合には、裁判所は、特定不能土地等管理者に対し、状況の報告を求めることが考えられる。

#### (4) 許可を要する行為

特定不能土地等管理者が上記(1)の範囲を超える行為（例えば、対象地の売却）をするには、裁判所の許可を得る必要があるが、裁判所の許可の判断基準について法律上の定めはないため、個別の事案ごとに、管理者がしようとする行為の内容等に応じて判断することになる<sup>23</sup>。

<sup>22</sup> 特定不能土地等管理命令の発令ないし確定と特定不能土地等管理者の選任に係る登記の完了までの間には時間差が生じ得るので、特定不能土地等管理者がこの間に自己が特定不能土地等管理者であることを証明する必要が生じた場合には、特定不能土地等管理命令に係る確定証明書の交付申請をしてもらい、書記官がこれを交付することが考えられる。

<sup>23</sup> 裁判書の例については、別添4-1, 4-2を参照。なお、ゴム印等により許可申立書に付記する方法によって決定を行う方法も考えられる（非訟法第57条第1項ただし書）。

### (5) 当事者適格

所有者等特定不能土地等に関する訴えについては、特定不能土地等管理者を原告又は被告とするものとされている（本法第23条第1項）。

## 5 終了（管理命令の取消し）に向けた事務

### (1) 管理行為の終了

裁判所は、予定された管理行為が終了した場合には、特定不能土地等管理者に対し、行った管理行為の内容や収支に係る報告書及び登記事項証明書その他の報告書の内容を確認するための資料の提出を求めることになると考えられる。

### (2) 報酬決定

特定不能土地等管理者は、裁判所が定める報酬を受けることができるところ、裁判所は、特定不能土地等管理者の報酬を定めるにあたり、特定不能土地等管理者の陳述を聴かなければならない（本法第27条第1項、第2項）。

そこで、特定不能土地等管理命令において想定されていた管理行為が終了し、その旨の報告書等が提出された場合、裁判所は、特定不能土地等管理者に対し、報酬決定の上申書等、報酬についての陳述が記載された書面を提出させた上で、報酬決定をすることが考えられる<sup>24</sup>。

報酬決定の告知は、相当と認める方法で行えば足りるが（非訟法第56条第1項）、特定不能土地等管理者は報酬決定に対して即時抗告をすることができることから（本法第27条第3項）、特定不能土地等管理者に報酬決定謄本を送達することが考えられる<sup>25 26 27</sup>。

<sup>24</sup> 裁判書の例については、別添5を参照。

<sup>25</sup> 所有者等特定不能土地等によって報酬等を支弁することができないときは、申立人が裁判所に納めた予納金から支払を受けるほかはない（本文第3の2(2)ア）ので、申立人としては、報酬額等について関心を有しているものと考えられるため、報酬決定謄本を申立人に参考送付することが考えられる。

<sup>26</sup> 支払手続が必要なときは、報酬決定謄本の送付時に、支払請求書のひな形を交付し、決定確定後に提出するよう説明しておくと便宜であると考えられる。

<sup>27</sup> 特定不能土地等管理者は費用の前払いを受けることもでき、その場合の手続も報酬決定と同様である（本法第27条）。

### (3) 支給決定

#### ア 予納金から支払う場合<sup>28</sup>

報酬決定が確定した後、特定不能土地等管理者に対して報酬の支払を行う。報酬決定の確定後、確定払請求書の提出を受け、裁判官の支給決定後に保管金事務処理システムによって支払手続を行うとともに、支給決定印が押捺された確定払請求書を出納官吏に送付する<sup>29</sup>。

#### イ 売却代金等から支払う場合

報酬決定確定後、報酬相当額を売却金より受領した旨の上申書を管理者から裁判所に提出させ、支給手続が不要であることを明らかにしておく必要がある。なお、売却代金、賃料その他の所有者等特定不能土地等から得られた金銭を報酬や費用に充当してもなお残額があるときは、特定不能土地等管理者は、残額を供託することとなる（本法第28条第1項）。この場合、管理者に供託したことを証する書面を提出させるなどして残額が適正に供託されているか確認する必要がある。

### (4) 取消決定

#### ア 特定不能土地等管理者が管理すべき財産がなくなった場合

裁判所は、特定不能土地等管理者が管理すべき財産の全部が供託された場合（本法第28条第1項）も含め、特定不能土地等管理者が管理すべき財産がなくなった場合には、特定不能土地等管理命令を取り消さなければならない（本法第29条第1項）とされているところ、対象土地を売却し、その代金について供託された場合などがこれに該当すると考えられる。

この場合、裁判所は、取消決定の申立てにより、又は、特定不能土地等

<sup>28</sup> 予納金から必要な費用を支払う場合、売却代金から支払う場合とは異なり、実際に支払われる金額は源泉徴収後の金額となり、当該費用額が特定不能土地等管理者の収入として課税の対象になるところ、後に紛争等が生じることを回避するため、特定不能土地等管理者と事前に認識を共有しておく必要がある。

<sup>29</sup> 報酬支払の際には、マイナンバーの記載が必要になることから、その取扱いについて、会計部門とあらかじめ協議をしておく必要があると思われる。

管理者から管理すべき財産がなくなった旨の上申書を提出させた上で<sup>30</sup>職権で、特定不能土地等管理命令を取り消すことが考えられる<sup>31</sup>。

イ 所有者等特定不能土地等の管理を継続することが相当でなくなった場合  
裁判所は、上記アの場合のほか、所有者等特定不能土地等の管理を継続することが相当でなくなった場合にも、特定不能土地等管理者若しくは利害関係人の申立てにより又は職権で特定不能土地等管理命令を取り消さなければならぬとされているところ（本法第29条第1項），発令時点で予定されていた工事等が終了した場合や、所有者等特定不能土地等から特定不能土地等管理者の報酬、費用を支出することができなくなった場合において、申立人から報酬、費用に関する追加の予納がされないときなどには、上記の場合に該当<sup>32</sup>するほか、特定不能土地等管理者が不正を働いた場合なども、上記の場合に該当するものと考えられる。

ウ 所有者であると主張する者が現れた場合

裁判所は、所有者であると主張する者が所有者等特定不能土地等の所有権が自己に帰属することを証明した場合<sup>33</sup>は、その者の申立てにより、特定不能土地等管理命令を取り消すことになる（本法第29条第2項）<sup>34</sup>。この場合、特定不能土地等管理者は、その者に対して事務の経過及び結果を報告し、所有者等特定不能土地等を引き渡すことになる（本法第29条第3項）。

エ 告知

申立人及び利害関係参加人並びにこれらの者以外の裁判を受ける者に対

30 管理すべき財産の全部を供託した場合には、供託したことの証する書面も提出する。

31 裁判書の例については、別添6-1～6-3を参照。

32 前掲村松ほか・NBL1155号11頁参照。

33 所有者であると主張する者が、特定不能土地等管理者に対して所有者等特定不能土地の所有権確認訴訟を提起し、勝訴判決を得た場合などが考えられる。

34 裁判書の例については、別添7を参照。

し、相当と認める方法で告知する（非訟法第56条第1項）<sup>35</sup>。取消決定の告知は、特定不能土地等管理者及び特定不能土地等管理命令申立事件の申立人のほか、取消決定の申立てをした利害関係人又は当該所有者に対してすることになる（本法第29条第1項、第2項）<sup>36</sup>。

#### オ 即時抗告

上記アからウの取消決定に対しては、利害関係人に限り即時抗告をすることができる（本法第29条第4項）。

#### (5) 登記嘱託

取消決定が確定した場合、その旨の登記の嘱託（本法第20条第4項の特定不能土地等管理命令の登記の抹消の嘱託）をする必要がある<sup>37</sup>。具体的には、特定不能土地等管理命令取消決定確定後に、管轄の法務局に対し、登記嘱託書を送付することになるが、決定謄本を添付しなければならない（会社非訟規則第44条の2第3項、第42条第1項）。なお、登録免許税は不要である。おって、法務局からは登記完了証が返送されるので、この送付費用（書留又は簡易書留分）及び返信用封筒も登記嘱託書に同封する。

#### (6) 郵便切手及び保管金の返還

抹消登記が完了したことを確認後、速やかに残郵便切手及び保管金を返還することとなる。

#### (7) 記録の保管

確定記録として5年間保存することになる（事件記録等保存規程第4条第1項、別表第一の8）。事件記録の保存の始期は、管理命令の取消決定の確

<sup>35</sup> 取消決定が発令された場合、管理行為の終期を明確にするため、特定不能土地等管理者に対しては送達することが考えられる。他方、却下決定がされた場合、即時抗告期間の起算点を明確にするため、取消決定の申立てをした利害関係人に対しては送達することが考えられる。

<sup>36</sup> 特定不能土地等管理命令の取消決定に対しては利害関係人に限り即時抗告ができる（本法第29条第4項）が、即時抗告できる利害関係人が裁判の告知を受ける者ではない場合には、申立人が裁判の告知を受けた日から即時抗告期間が進行する関係で（非訟法第67条第3項）、取消決定の申立てに対して送達をしておくことが考えられる。

<sup>37</sup> 登記の嘱託方法について、法務省と調整中であり、別途連絡する。

定の日となるが、管理命令事件について管理命令の発せられる前又は管理命令が発せられた場合においてその命令の確定前に完結したときは、事件完結の日となる（事件記録等保存規程運用通達第1の4）。したがって、管理命令が発令された場合は、その後取消決定が確定するまでの間保存の始期が到来しないことになり、当該事件を担当する裁判所書記官が保管することとなるので、注意を要する<sup>38</sup>。

## 6 辞任、解任

### (1) 辞任

特定不能土地等管理者は、正当な事由があるときは、その申立てにより、裁判所の許可を得て、辞任することができる（本法第25条第1項）<sup>39</sup>。申立てを却下する裁判には理由を付す必要があり（同条第3項）<sup>40</sup>、特定不能土地等管理者は、即時抗告をすることができる（非訟法第66条第2項）。他方で、辞任を許可する裁判に対しては不服を申し立てることができない（本法第25条第4項）<sup>41</sup>。

### (2) 解任

特定不能土地等管理者がその任務に違反して所有者等特定不能土地等に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、特定不能土地等管理者を解任することができる（本法第26条第1項）。裁判所は、解任するに当たり、特定不能土地等管理者の陳述を聴く必要があり（同条第2項），解任決定又は申立てを却下する決定には理由を付す必要がある（同条第3項）<sup>42</sup>。解任の裁判に対しては、利害関

<sup>38</sup> 令和2年9月2日付け総務局第三課長事務連絡『「事件記録等保存規程の改正の概要」の送付について』

<sup>39</sup> 裁判書の例については、別添8-1を参照。

<sup>40</sup> 裁判書の例については、別添8-2を参照。

<sup>41</sup> 辞任許可の決定、却下決定のいずれについても、特定不能土地等管理者に告知するところ、前者の場合は効力発生日を明確にするために、後者の場合は即時抗告の起算日を明確にするために、いずれも送達することが考えられる。

<sup>42</sup> 裁判書の例については、別添9-1、9-2を参照。

係人は、即時抗告をすることができる（同条第4項）<sup>43</sup>。

特定不能土地等管理者の解任は利害関係人の申立てにより行うこととされている反面、裁判所が職権で特定不能土地等管理者を解任することはできないとされている。もっとも、特定不能土地等管理者が不正を働くなどして、所有者等特定不能土地等の管理を継続することが相当でないと判断されるときには、裁判所は、特定不能土地等管理命令自体を取り消すことにより対処することが考えられる。

### （3）辞任ないし解任後の手続

特定不能土地等管理者が辞任ないし解任された場合、裁判所は、新たな特定不能土地等管理者を選任する必要がある<sup>44</sup>ほか、当該特定不能土地等管理者が業務等を行っていたときには、これまでの管理行為について裁判所に報告を求めることが相当であり、その報告内容も踏まえ、当該時点までの報酬等を支給することになると思われる。また、書記官は、特定不能土地等管理者の辞任又は解任及び新たな特定不能土地等管理者の選任について、登記嘱託をすることになる<sup>45</sup>。

## 第4 特定社団等帰属土地等管理命令の留意点

特定社団等帰属土地等管理命令は、特定社団等帰属土地について、一定の場合に、利害関係人の申立てにより、特定不能土地等管理命令と同様の管理を命ずるものであり、その運用における留意点としては、上記第3で記載したもののが基本的には当てはまる。

<sup>43</sup> 解任決定の告知は、特定不能土地等管理者のほか、解任決定の申立てをした利害関係人（本法第26条第1項）に対してすることになる。一方、解任却下決定の告知は、解任決定の申立てをした利害関係人にに対して告知するが、特定不能土地等管理者が解任申立事件の結果を知らずに不安定な状態に置かれる为了避免するために、特定不能土地等管理者に対しても告知することが考えられる。また、解任の裁判に対しては利害関係人に限り、即時抗告できる（本法第26条第4項）が、即時抗告できる利害関係人が裁判の告知を受ける者でない場合には、申立人が裁判の告知を受けた日から即時抗告期間が進行する関係で（非訟法第67条第3項）、解任決定の申立人に対して送達をしておくことが考えられる。

<sup>44</sup> 管理者が不在とならないようにするため、別添8-1、9-1のとおり、辞任ないし解任の決定と併せて、新たな特定不能土地等管理者を職権により選任することが考えられる。

<sup>45</sup> 登記の嘱託方法について、法務省と調整中であり、別途連絡する。

もっとも、特定社団等帰属土地（表題部所有者不明土地であって、現に法人でない社団等に属し、表題部所有者として登記すべき者を特定することができない旨の登記がされたもの<sup>46)</sup>については、①当該土地が帰属する法人でない社団等の代表者又は管理人が選任されておらず、かつ、②当該法人でない社団等の全ての構成員を特定することができず、又はその所在が明らかでない場合において、必要があると認めるときには、利害関係人の申立てにより、その申立てに係る特定社団等帰属土地を対象として特定社団等帰属土地等管理者による管理を命じる処分（特定社団等帰属土地等管理命令）をすることができるとされている（本法30条1項）。

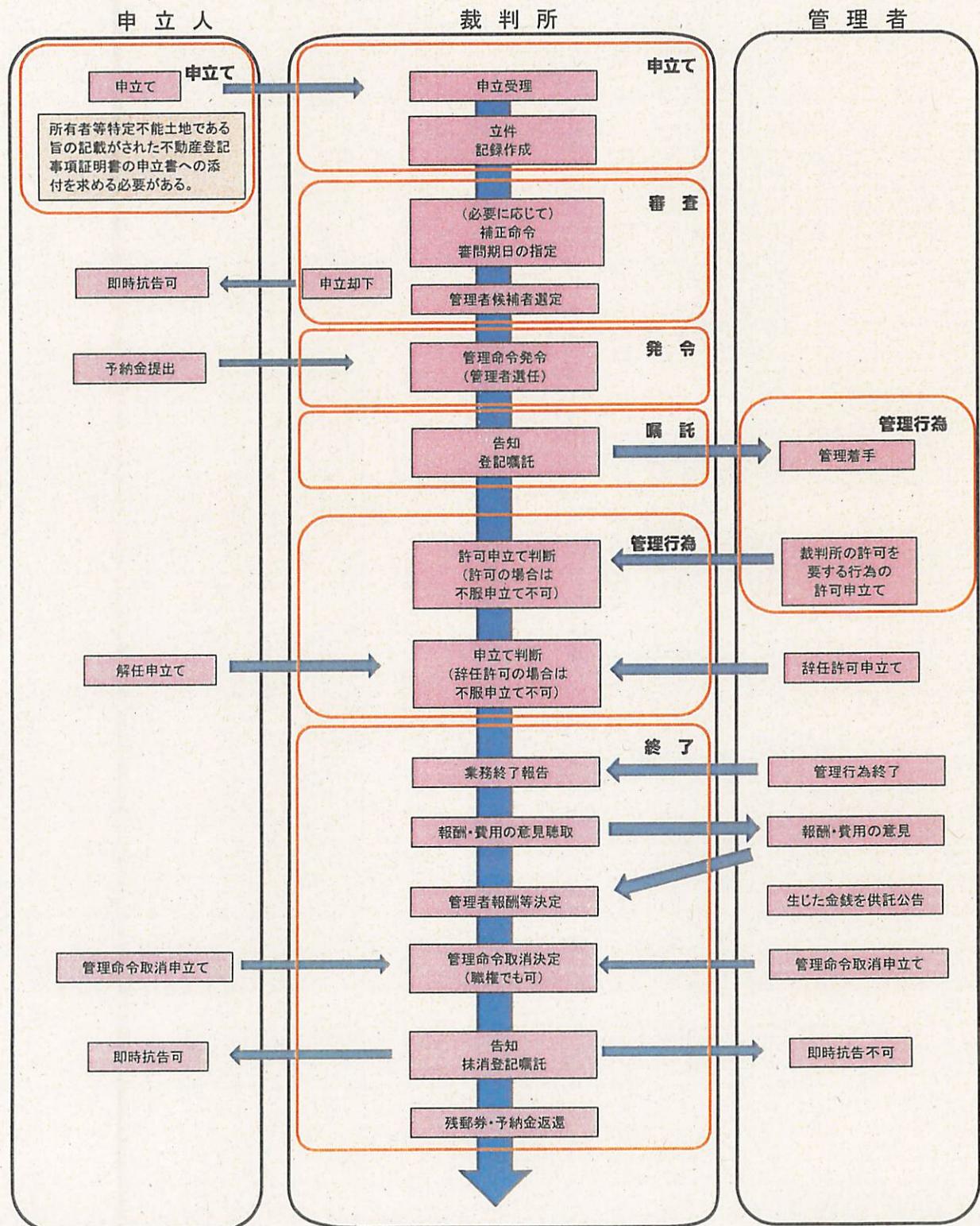
このように、特定社団等帰属土地等管理命令は、特定不能土地等管理命令の場合と比べて、①、②の要件が追加されており、申立人は、これらの要件についても主張立証する必要がある<sup>47)</sup>。

---

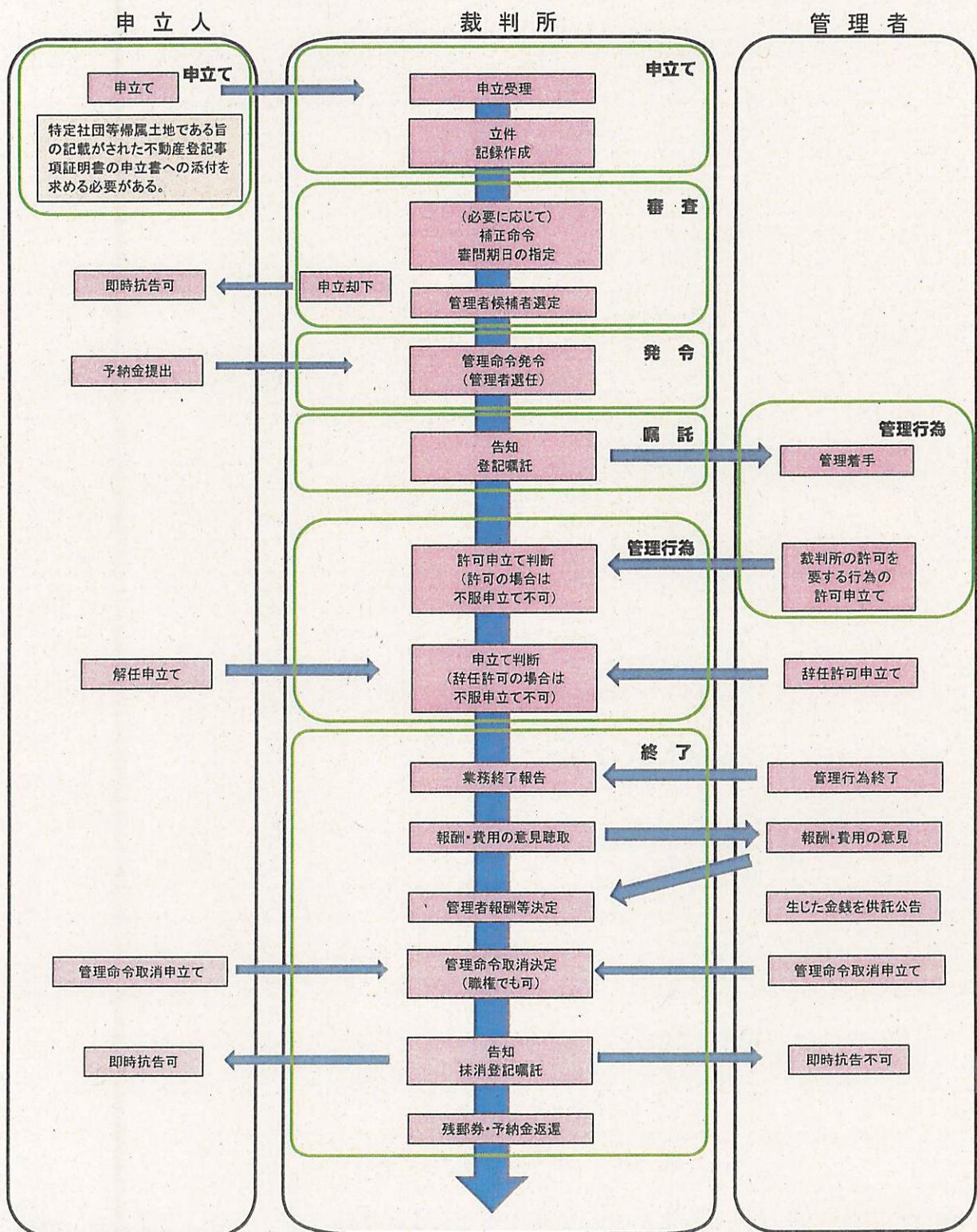
<sup>46</sup> 特定社団等帰属土地については、法人でない社団に属しており、かつ、表題部所有者として登記すべき者を特定することができないことが登記される（登記上「表題部所有者として登記すべき者がない〔令和元年法律第15号第14条第1項第4号ロ〕」と記載される。）。

<sup>47</sup> これらの要件については、所有者特定書に記載がある場合があると考えられるため、所有者特定書の提出を求めることが考えられる。

## 特定不能土地等管理命令の事務フロー図(概略)



## 特定社団等帰属土地等管理命令の事務フロー図(概略)



(別添) 3-1 特定不能土地等管理命令の発令(例)

令和●年(チ) 第●●●●号 特定不能土地等管理命令申立事件

決 定

東京都●●区●●町●丁目●番●号

申立人 ●● ●●

本件につき、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

- 1 別紙物件目録記載の土地について特定不能土地等管理者による管理を命ずる。
- 2 本件の特定不能土地等管理者として次の者を選任する。

住 所 東京都●●区●●町●丁目●番●号

氏 名 ●● ●●

- 3 手続費用は、各自の負担とする。<sup>1</sup>

令和●年●●月●●日

●●地方裁判所民事第●●部

裁判官 ●● ●●

---

<sup>1</sup> 本決定を、事件を完結する裁判ではないと解し、かつ、裁量により手続費用の判断を付すべきではないとした場合には、手続費用の記載は不要であると考えられる。

(別添) 3-2 特定不能土地等管理命令の申立て却下(例)

令和●年(チ) 第●●●●号 特定不能土地等管理命令申立事件

決 定

東京都●●区●●町●丁目●番●号

申立人 ●● ●●

本件につき、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

- 1 本件申立てを却下する。
- 2 手続費用は、各自の負担とする。<sup>1</sup>

理 由

●●●

令和●年●●月●●日

●●地方裁判所民事第●●部

裁判官 ●● ●●

<sup>1</sup>本決定を、事件を完結する裁判ではないと解し、かつ、裁量により手続費用の判断を付すべきではないとした場合には、手続費用の記載は不要であると考えられる。また、却下決定であることに鑑み、手続費用は申立人負担とすることも考えられる(非訟法第26条第2項)。

(別添) 4-1 許可を要する行為許可決定(例) (契約書引用)

令和●年(チ)第●●●●号 特定不能土地等管理命令申立事件

決 定

東京都●●区●●町●丁目●番●号

申立人(特定不能土地等管理者) ●● ●●

本件につき、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

特定不能土地等管理者である申立人が、●●(●●県●●市●●...)に対し、  
別紙物件目録記載の土地を別紙●●●●契約書(案)のとおり●●することを許  
可する。<sup>1</sup>

令和●年●●月●●日

●●地方裁判所民事第●●部

裁判官 ●● ●●

---

<sup>1</sup> 本決定を、事件を完結する裁判であると解したり、本件について手続費用の負担の裁判を行うことが相当であると判断した場合には、その旨の裁判をすることが考えられる。

(別添) 4-2 許可を要する行為許可決定(例) (一般)

令和●年(チ) 第●●●●号 特定不能土地等管理命令申立事件

決 定

東京都●●区●●町●丁目●番●号

申立人(特定不能土地等管理者) ●● ●●

本件につき、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

特定不能土地等管理者である申立人が、●●(●●県●●市●●...)に対し、●●することを許可する。<sup>1</sup>

令和●年●●月●●日

●●地方裁判所民事第●●部

裁判官 ●● ●●

---

<sup>1</sup>本決定を、事件を完結する裁判であると解したり、本件について手続費用の負担の裁判を行うことが相当であると判断した場合には、その旨の裁判をすることが考えられる。

(別添) 5 報酬決定(例)

令和●年(チ) 第●●●●号 特定不能土地等管理命令申立事件

決 定

東京都●●区●●町●丁目●番●号

特定不能土地等管理者 ●● ●●

本件につき、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

特定不能土地等管理者●●●●に対して支払う報酬の額を●●万●●●●円(費用を含む。)と定める。

令和●年●●月●●日

●●地方裁判所民事第●●部

裁判官 ●● ●●

---

<sup>1</sup>本決定を、事件を完結する裁判であると解したり、本件について手続費用の負担の裁判を行うことが相当であると判断した場合には、その旨の裁判をすることが考えられる。

(別添) 6-1 取消決定(例) (管理者の申立て)

令和●年(チ) 第●●●●号 特定不能土地等管理命令申立事件

決 定

東京都●●区●●町●丁目●番●号

申立人(特定不能土地等管理者) ●● ●●

本件につき、当裁判所は、特定不能土地等管理者の申立てにより、次のとおり決定する。

主 文

- 1 当裁判所が令和●年●●月●●日別紙物件目録記載の土地についてした特定不能土地等管理命令を取り消す。
- 2 手続費用は、各自の負担とする。<sup>1</sup>

令和●年●●月●●日

●●地方裁判所民事第●●部

裁判官 ●● ●●

---

<sup>1</sup>本決定を、事件を完結する裁判ではないと解し、かつ、裁量により手続費用の判断を付すべきではないとした場合には、手続費用の記載は不要であると考えられる。

(別添) 6-2 取消決定(例) (利害関係人の申立て)

令和●年(チ) 第●●●●号 特定不能土地等管理命令申立事件

決 定

東京都●●区●●町●丁目●番●号

申立人(利害関係人) ●● ●●

本件につき、当裁判所は、利害関係人の申立てにより、次のとおり決定する。

主 文

- 1 当裁判所が令和●年●●月●●日別紙物件目録記載の土地についてした特定不能土地等管理命令を取り消す。
- 2 手続費用は、各自の負担とする。<sup>1</sup>

令和●年●●月●●日

●●地方裁判所民事第●●部

裁判官 ●● ●●

---

<sup>1</sup>本決定を、事件を完結する裁判ではないと解し、かつ、裁量により手続費用の判断を付すべきではないとした場合には、手続費用の記載は不要であると考えられる。

令和●年(チ) 第●●●●号 特定不能土地等管理命令申立事件

## 決 定

本件につき、当裁判所は、職権で、次のとおり決定する。

### 主 文

- 1 当裁判所が令和●年●●月●●日別紙物件目録記載の土地についてした特定不能土地等管理命令を取り消す。
- 2 手続費用は、各自の負担とする。<sup>1</sup>

令和●年●●月●●日

●●地方裁判所民事第●●部

裁判官 ●● ●●

---

<sup>1</sup>本決定を、事件を完結する裁判ではないと解し、かつ、裁量により手続費用の判断を付すべきではないとした場合には、手続費用の記載は不要であると考えられる。

令和●年(チ) 第●●●●号 特定不能土地等管理命令申立事件

## 決 定

東京都●●区●●町●丁目●番●号

申立人 ●● ●●

本件につき、当裁判所は、上記申立人の申立てにより、次のとおり決定する。

### 主 文

- 1 当裁判所が令和●年●●月●●日別紙物件目録記載の土地についてした特定不能土地等管理命令を取り消す。
- 2 手続費用は、各自の負担とする。<sup>1</sup>

令和●年●●月●●日

●●地方裁判所民事第●●部

裁判官 ●● ●●

<sup>1</sup>本決定を、事件を完結する裁判ではないと解し、かつ、裁量により手続費用の判断を付すべきではないとした場合には、手続費用の記載は不要であると考えられる。

(別添) 8-1 辞任許可決定(例)

令和●年(チ) 第●●●●号 特定不能土地等管理命令申立事件

決 定

東京都●●区●●町●丁目●番●号

申立人(特定不能土地等管理者) ●● ●●

本件につき、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

- 1 申立人が別紙物件目録記載の土地の特定不能土地等管理者を辞任することを許可する。
- 2 本件の特定不能土地等管理者として次の者を選任する。  
住所 東京都●●区●●町●丁目●番●号  
氏名 ●● ●●
- 3 手続費用は、各自の負担とする。<sup>1</sup>

令和●年●●月●●日

●●地方裁判所民事第●●部

裁判官 ●● ●●

<sup>1</sup>本決定を、事件を完結する裁判ではないと解し、かつ、裁量により手続費用の判断を付すべきではないとした場合には、手続費用の記載は不要であると考えられる。

(別添) 8-2 辞任申立て却下決定(例)

令和●年(チ)第●●●●号 特定不能土地等管理命令申立事件

決 定

東京都●●区●●町●丁目●番●号

申立人(特定不能土地等管理者) ●● ●●

本件につき、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

- 1 申立人の辞任許可の申立てを却下する。
- 2 手続費用は、各自の負担とする。<sup>1</sup>

理 由

●●●

令和●年●●月●●日

●●地方裁判所民事第●●部

裁判官 ●● ●●

---

<sup>1</sup>本決定を、事件を完結する裁判ではないと解し、かつ、裁量により手続費用の判断を付すべきではないとした場合には、手続費用の記載は不要であると考えられる。また、却下決定であることに鑑み、手続費用は申立人負担とすることも考えられる(非訟法第26条第2項)。

(別添) 9-1 解任決定(例)

令和●年(チ) 第●●●●号 特定不能土地等管理命令申立事件

決 定

東京都●●区●●町●丁目●番●号

申立人(利害関係人) ●● ●●

本件につき、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

- 1 別紙物件目録記載の土地の特定不能土地等管理者●●●●を解任する。
- 2 本件の特定不能土地等管理者として次の者を選任する。

住 所 東京都●●区●●町●丁目●番●号

氏 名 ●● ●●

- 3 手続費用は、各自の負担とする。<sup>1</sup>

理 由

●●●

令和●年●●月●●日

●●地方裁判所民事第●●部

裁判官 ●● ●●

---

<sup>1</sup>本決定を、事件を完結する裁判ではないと解し、かつ、裁量により手続費用の判断を付すべきではないとした場合には、手続費用の記載は不要であると考えられる。

(別添) 9-2 解任申立て却下決定(例)

令和●年(チ)第●●●●号 特定不能土地等管理命令申立事件

決 定

東京都●●区●●町●丁目●番●号

申立人(利害関係人) ●● ●●

本件につき、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

- 1 利害関係人の別紙物件目録記載の土地の特定不能土地等管理者●●●●に係る解任申立てを却下する。
- 2 手続費用は、各自の負担とする。<sup>1</sup>

理 由

●●●

令和●年●●月●●日

●●地方裁判所民事第●●部

裁判官 ●● ●●

---

<sup>1</sup>本決定を、事件を完結する裁判ではないと解し、かつ、裁量により手続費用の判断を付すべきではないとした場合には、手続費用の記載は不要であると考えられる。また、却下決定であることに鑑み、手続費用は申立人負担することも考えられる(非訟法第26条第2項)。

(別添) 10-1 特定社団等帰属土地等管理命令の発令(例)

令和●年(チ) 第●●●●号 特定社団等帰属土地等管理命令申立事件

決 定

東京都●●区●●町●丁目●番●号

申立人 ●● ●●

本件につき、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

- 1 別紙物件目録記載の土地について特定社団等帰属土地等管理者による管理を命ずる。
- 2 本件の特定社団等帰属土地等管理者として次の者を選任する。

住 所 東京都●●区●●町●丁目●番●号

氏 名 ●● ●●

- 3 手続費用は、各自の負担とする。<sup>1</sup>

令和●年●●月●●日

●●地方裁判所民事第●●部

裁判官 ●● ●●

<sup>1</sup> 本決定を、事件を完結する裁判ではないと解し、かつ、裁量により手続費用の判断を付すべきではないとした場合には、手続費用の記載は不要であると考えられる。

(別添) 10-2 特定社団等帰属土地等管理命令の申立て却下(例)

令和●年(チ) 第●●●●号 特定社団等帰属土地等管理命令申立て事件

決 定

東京都●●区●●町●丁目●番●号

申立て人 ●● ●●

本件につき、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

- 1 本件申立てを却下する。
- 2 手続費用は、各自の負担とする。<sup>1</sup>

理 由

●●●

令和●年●●月●●日

●●地方裁判所民事第●●部

裁判官 ●● ●●

<sup>1</sup>本決定を、事件を完結する裁判ではないと解し、かつ、裁量により手続費用の判断を付すべきではないとした場合には、手続費用の記載は不要であると考えられる。また、却下決定であることに鑑み、手続費用は申立て人負担することも考えられる(非訟法第26条第2項)。

(別添) 11-1 許可を要する行為許可決定(例) (契約書引用)

令和●年(チ) 第●●●●号 特定社団等帰属土地等管理命令申立事件

決 定

東京都●●区●●町●丁目●番●号

申立人(特定社団等帰属土地等管理者) ●● ●●

本件につき、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

特定社団等帰属土地等管理者である申立人が、●●(●●県●●市●●...)に対し、別紙物件目録記載の土地を別紙●●●●契約書(案)のとおり●●することを許可する。<sup>1</sup>

令和●年●●月●●日

●●地方裁判所民事第●●部

裁判官 ●● ●●

<sup>1</sup> 本決定を、事件を完結する裁判であると解したり、本件について手続費用の負担の裁判を行うことが相当であると判断した場合には、その旨の裁判をすることが考えられる。

(別添) 11-2 許可を要する行為許可決定(例) (一般)

令和●年(チ) 第●●●●号 特定社団等帰属土地等管理命令申立事件

決 定

東京都●●区●●町●丁目●番●号

申立人(特定社団等帰属土地等管理者) ●● ●●

本件につき、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

特定社団等帰属土地等管理者である申立人が、●●(●●県●●市●●...)に対し、●●することを許可する。<sup>1</sup>

令和●年●●月●●日

●●地方裁判所民事第●●部

裁判官 ●● ●●

---

<sup>1</sup>本決定を、事件を完結する裁判であると解したり、本件について手続費用の負担の裁判を行うことが相当であると判断した場合には、その旨の裁判をすることが考えられる。

令和●年(チ) 第●●●●号 特定社団等帰属土地等管理命令申立事件

## 決 定

東京都●●区●●町●丁目●番●号

特定社団等帰属土地等管理者 ●● ●●

本件につき、当裁判所は、次のとおり決定する。

### 主 文

特定社団等帰属土地等管理者●●●●に対して支払う報酬の額を●●万●●●●円（費用を含む。）と定める。<sup>1</sup>

令和●年●●月●●日

●●地方裁判所民事第●●部

裁判官 ●● ●●

---

<sup>1</sup>本決定を、事件を完結する裁判であると解したり、本件について手続費用の負担の裁判を行うことが相当であると判断した場合には、その旨の裁判をすることが考えられる。

令和●年(チ)第●●●●号 特定社団等帰属土地等管理命令申立事件

## 決 定

東京都●●区●●町●丁目●番●号

申立人(特定社団等帰属土地等管理者) ●● ●●

本件につき、当裁判所は、特定社団等帰属土地等管理者の申立てにより、次のとおり決定する。

### 主 文

- 1 当裁判所が令和●年●●月●●日別紙物件目録記載の土地についてした特定社団等帰属土地等管理命令を取り消す。
- 2 手続費用は、各自の負担とする。<sup>1</sup>

令和●年●●月●●日

●●地方裁判所民事第●●部

裁判官 ●● ●●

---

<sup>1</sup>本決定を、事件を完結する裁判ではないと解し、かつ、裁量により手続費用の判断を付すべきではないとした場合には、手続費用の記載は不要であると考えられる。

(別添) 13-2 取消決定(例) (利害関係人の申立て)

令和●年(チ) 第●●●●号 特定社団等帰属土地等管理命令申立事件

決 定

東京都●●区●●町●丁目●番●号

申立人(利害関係人) ●● ●●

本件につき、当裁判所は、利害関係人の申立てにより、次のとおり決定する。

主 文

- 1 当裁判所が令和●年●●月●●日別紙物件目録記載の土地についてした特定社団等帰属土地等管理命令を取り消す。
- 2 手続費用は、各自の負担とする。<sup>1</sup>

令和●年●●月●●日

●●地方裁判所民事第●●部

裁判官 ●● ●●

---

<sup>1</sup>本決定を、事件を完結する裁判ではないと解し、かつ、裁量により手続費用の判断を付すべきではないとした場合には、手続費用の記載は不要であると考えられる。

令和●年(チ)第●●●●号 特定社団等帰属土地等管理命令申立事件

## 決 定

本件につき、当裁判所は、職権で、次のとおり決定する。

### 主 文

- 1 当裁判所が令和●年●●月●●日別紙物件目録記載の土地についてした特定社団等帰属土地等管理命令を取り消す。
- 2 手続費用は、各自の負担とする。<sup>1</sup>

令和●年●●月●●日

●●地方裁判所民事第●●部

裁判官 ●● ●●

---

<sup>1</sup>本決定を、事件を完結する裁判ではないと解し、かつ、裁量により手続費用の判断を付すべきではないとした場合には、手続費用の記載は不要であると考えられる。

令和●年(チ) 第●●●●号 特定社団等帰属土地等管理命令申立事件

## 決 定

東京都●●区●●町●丁目●番●号

申立人 ●● ●●

本件につき、当裁判所は、上記申立人の申立てにより、次のとおり決定する。

### 主 文

- 1 当裁判所が令和●年●●月●●日別紙物件目録記載の土地についてした特定社団等帰属土地等管理命令を取り消す。
- 2 手続費用は、各自の負担とする。<sup>1</sup>

令和●年●●月●●日

●●地方裁判所民事第●●部

裁判官 ●● ●●

---

<sup>1</sup>本決定を、事件を完結する裁判ではないと解し、かつ、裁量により手続費用の判断を付すべきではないとした場合には、手続費用の記載は不要であると考えられる。

(別添) 15-1 辞任許可決定(例)

令和●年(チ) 第●●●●号 特定社団等帰属土地等管理命令申立事件

決 定

東京都●●区●●町●丁目●番●号

申立人(特定社団等帰属土地等管理者) ●● ●●

本件につき、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

1 申立人が別紙物件目録記載の土地の特定社団等帰属土地等管理者を辞任することを許可する。

2 本件の特定社団等帰属土地等管理者として次の者を選任する。

住 所 東京都●●区●●町●丁目●番●号

氏 名 ●● ●●

3 手続費用は、各自の負担とする。<sup>1</sup>

令和●年●●月●●日

●●地方裁判所民事第●●部

裁判官 ●● ●●

<sup>1</sup>本決定を、事件を完結する裁判ではないと解し、かつ、裁量により手続費用の判断を付すべきではないとした場合には、手続費用の記載は不要であると考えられる。

(別添) 15-2 辞任申立て却下決定(例)

令和●年(チ) 第●●●●号 特定社団等帰属土地等管理命令申立事件

決 定

東京都●●区●●町●丁目●番●号

申立人(特定社団等帰属土地等管理者) ●● ●●

本件につき、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

- 1 申立人の辞任許可の申立てを却下する。
- 2 手続費用は、各自の負担とする。<sup>1</sup>

理 由

●●●

令和●年●●月●●日

●●地方裁判所民事第●●部

裁判官 ●● ●●

---

<sup>1</sup>本決定を、事件を完結する裁判ではないと解し、かつ、裁量により手続費用の判断を付すべきではないとした場合には、手続費用の記載は不要であると考えられる。また、却下決定であることに鑑み、手続費用は申立人負担することも考えられる(非訟法第26条第2項)。

令和●年(チ) 第●●●●号 特定社団等帰属土地等管理命令申立事件

## 決 定

東京都●●区●●町●丁目●番●号

申立人(利害関係人) ●● ●●

本件につき、当裁判所は、次のとおり決定する。

### 主 文

- 1 別紙物件目録記載の土地の特定社団等帰属土地等管理者●●●●を解任する。
- 2 本件の特定社団等帰属土地等管理者として次の者を選任する。

住 所 東京都●●区●●町●丁目●番●号

氏 名 ●● ●●

- 3 手続費用は、各自の負担とする。<sup>1</sup>

### 理 由

●●●

令和●年●●月●●日

●●地方裁判所民事第●●部

裁判官 ●● ●●

---

<sup>1</sup>本決定を、事件を完結する裁判ではないと解し、かつ、裁量により手続費用の判断を付すべきではないとした場合には、手続費用の記載は不要であると考えられる。

(別添) 16-2 解任申立て却下決定(例)

令和●年(チ) 第●●●●号 特定社団等帰属土地等管理命令申立事件

決 定

東京都●●区●●町●丁目●番●号

申立人(利害関係人) ●● ●●

本件につき、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

- 1 利害関係人の別紙物件目録記載の土地の特定社団等帰属土地等管理者●●●●に係る解任申立てを却下する。
- 2 手続費用は、各自の負担とする。<sup>1</sup>

理 由

●●●

令和●年●●月●●日

●●地方裁判所民事第●●部

裁判官 ●● ●●

<sup>1</sup> 本決定を、事件を完結する裁判ではないと解し、かつ、裁量により手続費用の判断を付すべきではないとした場合には、手続費用の記載は不要であると考えられる。また、却下決定であることに鑑み、手続費用は申立人負担とすることも考えられる(非訟法第26条第2項)。